

税理士法人 小山会計

2020'
3月



〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com/

2020年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年4月の予定

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 **期限=15日迄**
- ・公共法人等の住民税均等割の申告及び納付 **期限=30日迄**
- ・固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付
- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 **期間=1日**
～20日、または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日(公示による)

2020年5月の予定

- ・特別農業所得者の承認申請 **期限=15日迄**
- ・令和元年分所得税延納分の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 **以上の期限=31日迄**
- ・市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・自動車税の納付



2020年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※ **は事務所全体が休みです。**

最近思うこと

20' March

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

実際年金問題でいえば、年金開始時期の延長、支給額の引き下げ、年金負担者の就労延長又は対象者(パート労働者)の増加対策により解決を図ろうとしている。

昨年、人生百年時代を見据えて社会保障全般を改革する全世代型社会保障検討会議が開催された。その中で、未曾有の少子高齢化(二〇二四年には日本全国民のうち3人に1人は六十歳以上になると予想)となることを見越して、高齢者にはできる限り疾病や重度化を予防してもらい、就労を継続して支え手に回ってもらうことが全体的な方向である。

年齢で一律に区切るのではなく、「応能負担」を原則とし、そのために必要な制度改革(メインは医療)を行うこととしている。実際に二〇二〇年度国家予算は、当初推定された社会保障費の伸びは、約五千三百億円であったものを、約千二百億円圧縮して約四百億円に収めることに決定した。二〇二二年度予算では、約八千億円以上の社会保障費の伸びが予想される中、約四千億円に収めるためには、約四千億円を圧縮しなければならぬ。果たしてこんなことが可能なのか、下手をすると国家予算そのものが組めなくなるのではないかと危惧される。

医療問題でいえば、一定所得の高齢者の医療費負担を2割に引き上げたり、新しい選定療養で外来機能の分化を考えようとしている。

介護問題にしても、ほとんど切り込めないまま二〇二二年に突入しようとしているが、実際には介護認定基準が相当厳しくなってきたと聞く。

いずれにしてもすべての解決策は、目先のテクニック論であり、本来社会構造がダイナミックに変化している中で、制度そのものを根本的に見直さなければならぬ。こんなことを続けているとすべてが崩れてしまうことを過去の先人が言っている。

先日、「捨てられる銀行」の著者である橋本卓典氏の講演を聞く機会があった。著者は、「我々は「馬なしの馬車」をぼんやりと見ている。目に入っているが、意味を理解していない。」と言っていた。かつて産業革命の時に、いわゆる馬車から蒸気機関に動力が変わったときの事を象を言っているものであるが、我々も今の時代、同じようなことが言えるのではないだろうか。物事の本質を理解することが、非常に大事である。





自然災害に備える



令和2年3月

リスク対策室

昨年の台風19号では甚大な被害がありました。改めて被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。
リスク対策室ではこれを踏まえ、今回のテーマを「**自然災害に備える**」といたしました。毎年のように起きている自然災害から皆様の事業を守るため、参考にしていただければ幸いです。

ステップ1 災害リスクを把握・評価する

右の災害別発生グラフをご覧ください。

我が国における被害の内訳について被害額

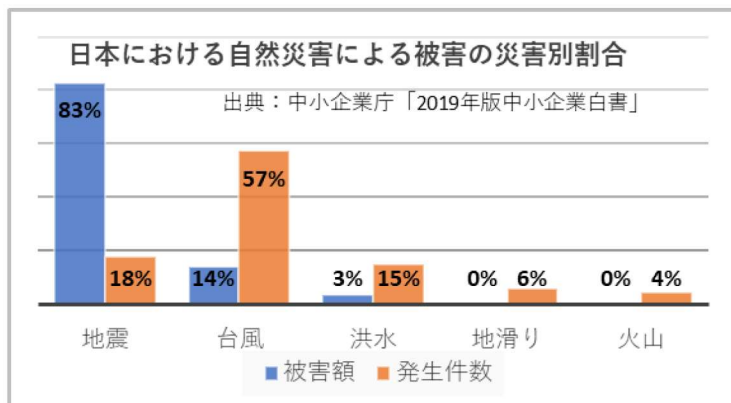
では「**地震**」が8割超ですが、発生件数

は「**台風**」が57%と最も多くなっています。

ハザードマップを確認し、事業所の所在地

でどのような種類の自然災害が起こりうるか

細かく分析、予測しましょう。(※1)



ステップ2 対策を立案、実施する

リスク対策は右図のように体系化されます。

リスクの「回避」「軽減」「移転」「保有」

ですが現実的には「軽減」(建物の補強、**防災**

訓練の実施、**BCP**(※2)の策定等)により損失

をおさえること、また「リスクの移転」として

火災保険により損害を補填するのが主な対策

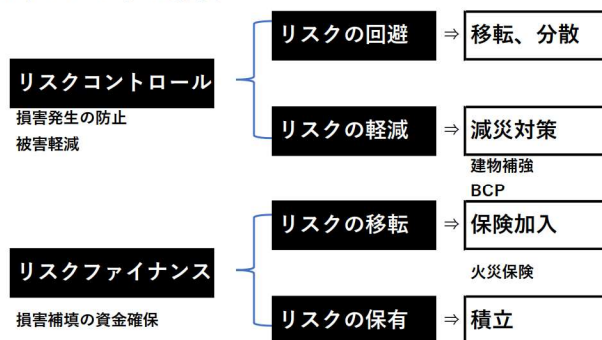
となります。

様々な対策が考えられますが、残念ながら実施

している対策がステップ1で分析したリスクに

マッチしていないケースが見受けられます。

リスクマネジメントの方法



《火災保険の補償内容》



- ① 火災、落雷、破裂・爆発
- ② 風災、雹災、雪災
- ③ 水ぬれ
- ④ 騒擾、労働争議等
- ⑤ 建物の外部からの物体の衝突
- ⑥ 盗難
- ⑦ 水災
- ⑧ 不測かつ突発的な事故

火災保険を例にとりますとー

一般的な火災保険では①の**火災**②の**風災**は基本保障

ですが③以降は特約として付帯されない場合がありますので注意が必要です。特に⑦**水災**が含まれて

いないと、今回のような浸水被害が補償されません。

また水災は床上浸水または地盤面から45cm超の浸水

でないと対象とならないものが多いので、浸水が心配

される地域の方は見直すとより安心でしょう。

そこでー

そこそこー

小山会計リスク対策室がお役に立てることは

●火災保険の内容見直し(無料)

内容点検と変更にあたっての提案をいたします。

●ハザードマップ(無料) 市町村のものよりも

さらに詳しいものの作成をお手伝いします。

●BCP策定(無料)

プラン策定のお手伝いします。(但し、新型コロナウイルス対策は当面、対象外といたします。)

気軽にお声がけください。

また、別途担当者よりアンケート形式にて皆様の現状を調査させていただきます。ご協力お願いします。

(※1)ハザードマップ
国土交通省のポータルサ
イトは
<https://disoportal.gsi.go.jp/>
となります。
こちらで確認できます。

(※2)BCPとは
事業者において自然
災害等の緊急事態が
発生した際に損害を
抑えつつ業務を続行
するために平時から
準備しておく計画。

第7回 事業承継コラム 「相続時の自社株評価①」

前回までは主に、誰に引き継ぐか、引き継ぐことによりどんな障害が生じるかについて書かせていただきました。今回は、**自社株評価の基本的な考え方**について説明させていただきます。事業承継においては、**自社株の評価が重要**になってきます。**相続時に自社株の評価額が高額である場合、後継者に株式を移動させることが大変になってくるためです。**そのため、事前に自社株評価額を把握し、徐々に対策を取っていくことが大事です。



取引相場のある上場株式は、取引所の株価という客観的な数字で株価を評価することができますが、中小企業のような上場していない会社の株価を評価する場合、客観的な数値がありません。この自社株をどのように評価するかというと、**国税庁が作成している「財産評価基本通達」の「取引相場のない株式等の評価」に基づいて評価することになります。**しかし、上場していない会社は、上場会社に近い規模の大会社から個人企業並みの小規模会社まで、その内訳は千差万別であります。

よって、非上場株式の評価方法を定める財産評価基本通達では、**業種、取引金額の規模、従業員数、純資産額の規模に応じて大会社・中会社・小会社に区分し、その区分に応じてそれぞれに即した評価方式を定めています。**

また、**非上場株式を贈与や相続で取得した株主が同族株主かそれ以外の株主かによって評価方法が変わってきます。**同族株主か否かで会社経営への影響度（支配力）が変わるため、支配力によってその株式を保有している目的も変わってくると考えられるからです。**支配権を有する同族株主が取得する株式の評価は、会社の業績や資産内容を反映した原則的評価方式により評価し、同族株主以外の少数株主が取得する株主は特例的評価方式により評価することになります。**また、評価対象会社が保有している資産の大半が株式・土地等の資産内容が特異な会社、開業間もない会社・休眠会社等の営業状態が特異な会社（特定会社）は、通常の事業活動を前提としている原則的な評価方法は馴染まないため、個別にその評価方法が定められています。

まとめると、

自社株の評価方法は、

- ①業種、取引金額、従業員、純資産の規模に応じて異なります。**
- ②取得した株主の会社経営への影響度に応じて異なります。**
- ③株式・土地等の財産所有会社、開業間もない会社、休眠会社等の営業状態が特異な会社は個別の評価方法が定められています。**



今回は、自社株の原則的評価方法について説明させていただきます。

事業主の皆様へ

令和2年3月分(4月支給給与)より 協会けんぽ長野支部の健康保険料率が改定されます。

健康保険・介護保険料率（令和2年3月分～ 適用）

◆健康保険料率…9.69% → 9.70% (+0.01%)

◆介護保険料率…1.73% → 1.79% (+0.06%)



令和2年3月分（4月支給給与）からの

協会けんぽ長野支部の健康保険料・厚生年金保険料表は裏面にございます。



令和2年4月1日から、
すべての雇用保険被保険者について
雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、**高年齢労働者（※保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。）**に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者についても、
他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。**

※令和2年4月1日からの雇用保険料率は、決定になりましたらお知らせいたします。

健康保険料(協会けんぽ長野支部)・厚生年金保険料 令和2年3月分(令和2年4月支給給与)より (単位:円)

標準報酬			報酬月額	健康保険料					厚生年金保険料 一般、坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合(40歳以上～65歳未満の方)			18.300%	9.150%
				9.70%	4.85%	11.49%	5.745%	(0.895%)		
等級	月額	日額	円以上 円未満	全額	折半額	全額	折半額	左の折半額に含まれる介護保険料	全額	折半額
1	58,000	1,930	～ 63,000	5,626.0	2,813.0	6,664.2	3,332.1	519.1		
2	68,000	2,270	63,000 ～ 73,000	6,596.0	3,298.0	7,813.2	3,906.6	608.6		
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000	7,566.0	3,783.0	8,962.2	4,481.1	698.1		
4(1)	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000	8,536.0	4,268.0	10,111.2	5,055.6	787.6		
5(2)	98,000	3,270	93,000～101,000	9,506.0	4,753.0	11,260.2	5,630.1	877.1	16,104.0	8,052.0
6(3)	104,000	3,470	101,000～107,000	10,088.0	5,044.0	11,949.6	5,974.8	930.8	17,934.0	8,967.0
7(4)	110,000	3,670	107,000～114,000	10,670.0	5,335.0	12,639.0	6,319.5	984.5	19,032.0	9,516.0
8(5)	118,000	3,930	114,000～122,000	11,446.0	5,723.0	13,558.2	6,779.1	1,056.1	20,130.0	10,065.0
9(6)	126,000	4,200	122,000～130,000	12,222.0	6,111.0	14,477.4	7,238.7	1,127.7	21,594.0	10,797.0
10(7)	134,000	4,470	130,000～138,000	12,998.0	6,499.0	15,396.6	7,698.3	1,199.3	23,058.0	11,529.0
11(8)	142,000	4,730	138,000～146,000	13,774.0	6,887.0	16,315.8	8,157.9	1,270.9	24,522.0	12,261.0
12(9)	150,000	5,000	146,000～155,000	14,550.0	7,275.0	17,235.0	8,617.5	1,342.5	25,986.0	12,993.0
13(10)	160,000	5,330	155,000～165,000	15,520.0	7,760.0	18,384.0	9,192.0	1,432.0	27,450.0	13,725.0
14(11)	170,000	5,670	165,000～175,000	16,490.0	8,245.0	19,533.0	9,766.5	1,521.5	29,280.0	14,640.0
15(12)	180,000	6,000	175,000～185,000	17,460.0	8,730.0	20,682.0	10,341.0	1,611.0	31,110.0	15,555.0
16(13)	190,000	6,330	185,000～195,000	18,430.0	9,215.0	21,831.0	10,915.5	1,700.5	32,940.0	16,470.0
17(14)	200,000	6,670	195,000～210,000	19,400.0	9,700.0	22,980.0	11,490.0	1,790.0	34,770.0	17,385.0
18(15)	220,000	7,330	210,000～230,000	21,340.0	10,670.0	25,278.0	12,639.0	1,969.0	36,600.0	18,300.0
19(16)	240,000	8,000	230,000～250,000	23,280.0	11,640.0	27,576.0	13,788.0	2,148.0	40,260.0	20,130.0
20(17)	260,000	8,670	250,000～270,000	25,220.0	12,610.0	29,874.0	14,937.0	2,327.0	43,920.0	21,960.0
21(18)	280,000	9,330	270,000～290,000	27,160.0	13,580.0	32,172.0	16,086.0	2,506.0	47,580.0	23,790.0
22(19)	300,000	10,000	290,000～310,000	29,100.0	14,550.0	34,470.0	17,235.0	2,685.0	51,240.0	25,620.0
23(20)	320,000	10,670	310,000～330,000	31,040.0	15,520.0	36,768.0	18,384.0	2,864.0	54,900.0	27,450.0
24(21)	340,000	11,330	330,000～350,000	32,980.0	16,490.0	39,066.0	19,533.0	3,043.0	58,560.0	29,280.0
25(22)	360,000	12,000	350,000～370,000	34,920.0	17,460.0	41,364.0	20,682.0	3,222.0	62,220.0	31,110.0
26(23)	380,000	12,670	370,000～395,000	36,860.0	18,430.0	43,662.0	21,831.0	3,401.0	65,880.0	32,940.0
27(24)	410,000	13,670	395,000～425,000	39,770.0	19,885.0	47,109.0	23,554.5	3,669.5	69,540.0	34,770.0
28(25)	440,000	14,670	425,000～455,000	42,680.0	21,340.0	50,556.0	25,278.0	3,938.0	75,030.0	37,515.0
29(26)	470,000	15,670	455,000～485,000	45,590.0	22,795.0	54,003.0	27,001.5	4,206.5	80,520.0	40,260.0
30(27)	500,000	16,670	485,000～515,000	48,500.0	24,250.0	57,450.0	28,725.0	4,475.0	86,010.0	43,005.0
31(28)	530,000	17,670	515,000～545,000	51,410.0	25,705.0	60,897.0	30,448.5	4,743.5	91,500.0	45,750.0
32(29)	560,000	18,670	545,000～575,000	54,320.0	27,160.0	64,344.0	32,172.0	5,012.0	96,990.0	48,495.0
33(30)	590,000	19,670	575,000～605,000	57,230.0	28,615.0	67,791.0	33,895.5	5,280.5	102,480.0	51,240.0
34(31)	620,000	20,670	605,000～635,000	60,140.0	30,070.0	71,238.0	35,619.0	5,549.0	107,970.0	53,985.0
35	650,000	21,670	635,000～665,000	63,050.0	31,525.0	74,685.0	37,342.5	5,817.5	113,460.0	56,730.0
36	680,000	22,670	665,000～695,000	65,960.0	32,980.0	78,132.0	39,066.0	6,086.0	◎健康保険料は、介護保険料に該当しない被保険者は標準報酬月額に1000分の97.0を、介護保険に該当する被保険者は1000分の114.9をそれぞれ乗じた額です。 ◎厚生年金保険料は、一般について標準報酬月額に1000分の183を乗じた額です。 ◎被保険者負担分に円未満の端数がある場合 ①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合切り捨て、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。 ③①②に関わらず、事業主と被保険者で、特約がある場合は特約に基づき端数処理できる。	
37	710,000	23,670	695,000～730,000	68,870.0	34,435.0	81,579.0	40,789.5	6,354.5		
38	750,000	25,000	730,000～770,000	72,750.0	36,375.0	86,175.0	43,087.5	6,712.5		
39	790,000	26,330	770,000～810,000	76,630.0	38,315.0	90,771.0	45,385.5	7,070.5		
40	830,000	27,670	810,000～855,000	80,510.0	40,255.0	95,367.0	47,683.5	7,428.5		
41	880,000	29,330	855,000～905,000	85,360.0	42,680.0	101,112.0	50,556.0	7,876.0		
42	930,000	31,000	905,000～955,000	90,210.0	45,105.0	106,857.0	53,428.5	8,323.5		
43	980,000	32,670	955,000～1,005,000	95,060.0	47,530.0	112,602.0	56,301.0	8,771.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000～1,055,000	99,910.0	49,955.0	118,347.0	59,173.5	9,218.5		
45	1,090,000	36,330	1,055,000～1,115,000	105,730.0	52,865.0	125,241.0	62,620.5	9,755.5		
46	1,150,000	38,330	1,115,000～1,175,000	111,550.0	55,775.0	132,135.0	66,067.5	10,292.5		
47	1,210,000	40,330	1,175,000～1,235,000	117,370.0	58,685.0	139,029.0	69,514.5	10,829.5		
48	1,270,000	42,330	1,235,000～1,295,000	123,190.0	61,595.0	145,923.0	72,961.5	11,366.5		
49	1,330,000	44,330	1,295,000～1,355,000	129,010.0	64,505.0	152,817.0	76,408.5	11,903.5		
50	1,390,000	46,330	1,355,000～	134,830.0	67,415.0	159,711.0	79,855.5	12,440.5		



新年早々、学生時代の友人より思いがけない訃報が届きました。

「息子が、今日の夕方突然旅立ちました。」暫く意味が分からず頭が混乱してしまいました。

新学期の初日に自転車で高校に向かう途中、心肺停止状態で発見されたとの事。持病があったわけでもなく、それどころか都の強化選手に選ばれる程の陸上選手で、皆をごぼう抜きする雄姿を友人がSNSにあげるほどの自慢の一人息子でした。そんな希望の星を、ある日突然失う事を想像しただけで、同じ世代の子を持つ親としても本当に胸が潰れる思いでした。何を失ったとしても、たとえ自分の命を差し置いてでも、最優先で守り抜きたいものだったと思います。友人の絶望と、これから大きく広がっていく筈だった人生から突然降りる事になってしまった息子さんの無念さを噛み締めながら、通夜より家に戻りました。

いつもと変わらぬ子供たちの寝顔を見た途端、これまで感じたことが無い程に、何事も無い日常の有難さを痛感しました。一日何事もなかった事がどれ程有難いことか。明日も同じように子供たちの寝顔を見れる保証は何処にもない。だからこそ今日という一日が人生の全ての日だと思い、一日一日を全力で生ききろう。そんな思いが込み上げて来ました。彼が身をもって与えてくれた思いを忘れる事なく、毎朝胸に刻み込んでいこうと思います。凜翔君のご冥福を心よりお祈りいたします。

(本コラムにて心苦しい思いをされた方がおられましたら、謹んでお詫びいたします。)

固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間のお知らせ

今年は、各市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間が下記の通りとなります。

この時期は無料で固定資産課税台帳を縦覧することができますが、

**お取り頂く際は、市町村によっては料金がかかる場合もございますので、
ご注意ください。**



詳しくは各市町村へお問い合わせ願います。

(縦覧時、印鑑と本人確認のできるものが必要となります。)

編 集 後 記

春になり、今年も桜の季節がやってきますね。皆様は、日本の三大桜を御存知でしょうか。まず一つ目は、山梨県武川町にある樹齢二千年以上とも言われる「山高 神代桜(やまたか じんたいざくら)」です。その想像を絶する悠久の時を超えて咲き続ける姿は神々しく、見る人は思わず手を合せるとも言われ、全国の桜を愛する人たちの崇敬を集めています。二つ目は、岐阜県本巣市にある樹齢千五百年以上の「根尾谷 淡墨桜(ねおだに うすずみざくら)」です。この淡墨桜という名称は、散りぎわに淡い墨を引いたような色になることから名付けられたと言われ、過去数回にわたる枯死の危機を乗り越えてきました。三つ目は、福島県三春町にある「三春 滝桜(みはる たきざくら)」です。開花期には四方に伸びた枝から薄紅色の小さな花を無数に咲かせ、その姿はまさに流れ落ちる滝のように見えることから「滝桜」と呼ばれるようになったとも言われています。この日本の三大桜は、すべて天然記念物となっています。様々なイベントが中止になり、人々が外出を控えている現在、花見客も今年は減少するかと思います。一日も早く、皆が安心していつもの生活ができるような状況になればと、毎日願わずにはいられません。(編集担当 荻原)

上田市・東御市
小諸市・坂城町

4/1~4/30

長野市・佐久市
千曲市・松本市

4/1~6/1